



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：現地紙発行禁止処分

(3月2日付ハムシャフリー紙)

1. 3月1日、プレス監督委員会は、専門誌および地方誌30誌に対して発行許可を出した。その一方で、プレス法第9条第6項（発行許可証の申請者は憲法遵守義務がある）および第11条注釈（発行者が第9条で規定された条件を満たさない場合、プレス監督委員会の判断により発行許可証が取り消される）等に基づき、週刊誌「イーランドフト」（注：改革派系オピニオン誌。発行責任者：モハンマドホセイン・キャッルービー氏、発行許可取得者：ファーテメ・キャッルービー女史）および地方週刊誌「スィーナー」（ハメダーン州で発行）に対し、発行許可を取り消した。
2. また、同委員会は、エエテマード紙（注：改革派系）に対し、再三のメディア法違反を理由に、プレス法第6条（イスラムの基礎・戒律および公共の権利等を乱す刊行物以外は自由に出版出来る）等に基づいて発行禁止処分を下し、調書を司法権に送付した。なお、エリヤース・ハズラティー氏を発行責任者とするエエテマード紙は、発行から8年目を迎えていた。
3. さらに、同委員会は、ケイハーン紙の発行責任者に対し、（同紙が）宗教的な文言を嘲笑的な表現に改竄したことを理由に注意勧告を行った他、アスレ・マルドム紙の発行責任者に対し、（同紙が）宗教儀礼に対する敬意を欠いていたことを理由に注意勧告を行った。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799